



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成29年9月8日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

監督係長 袴田 周

電話 018-862-6682

木造家屋建築工事現場に対する臨検監督の実施について

～ 県内で施工中の木造家屋建築工事現場に対し集中的に臨検監督を実施します ～

秋田労働局（局長 松本 安彦）では、10月1日から10月31日までの期間を「墜落災害防止集中取組月間」と位置づけ、管内6労働基準監督署の労働基準監督官及び安全担当職員が、県内で施工中の木造家屋建築工事現場に対し集中的に臨検監督を実施します。

10月に木造家屋建築工事現場を集中的に監督実施する理由

□ 10月は年内の施主への引き渡しなどに向け住宅工事が繁忙期となることから、労働災害が発生する危険度が高い時期であることに加え、木造家屋建築工事業における立入禁止措置や使用停止措置等の命令等を行った件数が多いため

- ・ 平成28年度の全産業についての臨検監督の結果では、臨検時に労働災害が発生する危険度が高いと判断し、立入禁止措置や使用停止措置等の命令等を行った件数は、142件となっています。

この命令等を行ったうちの82件、57.7%が建設業で、さらに木造家屋建築工事業は建設業の中でも最多の60件、73.2%を占めています。特に、墜落防止措置に関するものが大多数を占めており、これは、墜落・転落による労働災害が多く発生し、重篤な結果になりがちな木造家屋建築工事業の問題を反映した結果になっています。

このため年内の施主への引き渡しなどに向け繁忙期を迎える10月に、集中的に臨検監督を実施することで、墜落防止措置を含めた遵法状況を確認し、重篤な労働災害を未然に防ぐこととしました。

□ 10月が例年労働災害の発生件数が多い時期であるため

- ・ 10月は、例年、木造家屋建築工事業の災害が多い時期であり、平成28年に発生した木造家屋建築工事業における2名の死亡災害は、いずれも10月に発生しています。

□ 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の経過措置が終了

- ・ 足場からの墜落防止対策の強化を目的として、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が平成27年7月から施行されています。足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育について設けられていた経過措置が、平成29年6月30日で終了していることから、当該特別教育の実施を含めた、法改正後における墜落防止措置が適切に講じられているかを確認することとしています。

※ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要（別添参照）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

（別添）

1 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

改正前は、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に従事する労働者に対する特別教育の義務はありませんでしたが、改正後は特別教育の対象となっております。

なお、平成27年7月1日現在で足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に従事していた方には経過措置がありましたが、平成29年6月30日で終了しています。

2 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

① 足場における高さ2メートル以上の作業場所に設けられる作業床の要件として、幅は40センチメートル以上、床材間の隙間は3センチメートル以下でしたが、改正後はこれに加えて床材と建地との隙間は12センチメートル未満とすることが追加されております。

② 足場からの手すり等の墜落防止設備について作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができるようになっていましたが、改正後は一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することが追加されております。

また、作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことが追加されております。このことは、架設通路及び作業構台についても同様の措置が追加されております。

3 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

つり足場、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場材の緊結等の作業にあつては、幅20センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずることとされていましたが、改正後は対象を高さ2メートル以上の構造の足場まで拡大され、足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることになっております。

① 幅40センチメートル以上の作業床を設けること（ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。）。

② 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること（ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。）。

4 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であつて、強風等の悪天候、中震以上の地震の後においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することになっていましたが、改正後は足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することになっております。